

# 誓 約 書

(あて先)

茨木市長 福岡 洋一

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
代理人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

今般、茨木市 \_\_\_\_\_ (敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>) において建築物  
(用途 \_\_\_\_\_、構造 \_\_\_\_\_) を建築するにあたり、建築基準法、関係法  
令及び茨木市開発指導要綱（以下「指導要綱」という。）を遵守するとともに、下記の事項  
を遵守することを誓約します。

## 記

- 1 工事施工者とも十分に調整のうえ、次の事項に留意し、又は緩和するための対策を講じ、これらについて問題が発生した場合は責任を持って解決いたします。
  - 1) 工事着手前に工事用車両通行認定申請・道路工事施工願・道路占用願等の工事施工に必要な諸手続き。
  - 2) 工事用車両等の運行に際しては、交通安全施設の設置及びガードマンの配置等の交通安全対策及び土砂等の飛散。
  - 3) 工事用及び工事関係者による車両の通行、駐停車による道路交通への影響。
  - 4) 造成工事及び建築工事に起因する騒音・振動・粉塵等。
  - 5) 日照障害や電波障害等、周辺の住環境に対する影響。
- 2 民法234条に定める「建物築造に関する距離保存」については、隣地関係者に対する建築物の概要及び工事施工に関する事前の説明と調整を行うとともに、相隣関係についてトラブルが発生しないように留意します。  
また、万一問題が生じた場合は責任をもって解決いたします。
- 3 建築物の竣工後、周辺道路に迷惑駐車等が発生しないよう入居者等に対する啓発を行うとともに、迷惑駐車防止の措置を講じます。  
また、万一迷惑駐車が発生した場合は責任をもって解決いたします。
- 4 分譲住宅等の営業活動に際し、旗・立看板等を公共施設（道路・水路等）には設置致しません。